

訪問理美容事業所向け衛生講習会の開催について（松本会場）

松本市では訪問理美容料金助成事業を行っています。理容組合及び美容組合に加入されていない方が松本市訪問理美容料金助成事業所として認定を受けるには、年1回以上、衛生講習会を受講していることが要件のひとつになっています。

訪問理美容事業所を対象とした講習会を開催しますので、是非ご参加ください。受講後、修了証を交付します。

1 日時

令和8年9月7日（月） 午後1時30分～午後3時

2 会場

松本市勤労者福祉センター 2-1 会議室
〒390-0811 松本市中央4丁目7番26号
※駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

ご案内図



3 対象

理美容業を営む者

4 講師

松本市保健所食品・生活衛生課

5 料金

無料

6 申込み

電子申請 LoGo フォーム

(URL) <https://logoform.jp/form/N7tm/1608667> 二次元コード→)

PC、スマートフォン等をお持ちでない方は、

電話で高齢福祉課（Tel 34-3061）にお申込みください。

①事業所名 ②事業所住所 ③担当者名 ④電話番号をご連絡ください。

申し込み締め切り 令和8年9月1日（火）まで



7 問合せ

松本市高齢福祉課福祉担当 担当 香西、田尻、木山澤

Tel: 34-3061 Fax: 34-3026 e-mail: kaigo@city.matsumoto.lg.jp